

仕 様 書

調達要求番号

2SS01CZ3003

作成年月日

建築物環境衛生管理

令和 4年 1月 24日

湯布院駐屯地業務隊衛生科

1 適応範囲

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける湯布院駐屯地の建築物に対して、部外委託による環境衛生維持管理において適用する。

2 建築物環境衛生管理

(1) 委託内容

湯布院駐屯地の建築物空気環境測定

(2) 測定期間等

令和4年4月1日～令和5年3月31日にわたる期間に6回測定

ア 第1回目測定 令和4年4月1日～4月30日

イ 第2回目測定 令和4年6月1日～6月30日

ウ 第3回目測定 令和4年8月1日～8月31日

エ 第4回目測定 令和4年10月1日～10月31日

オ 第5回目測定 令和4年12月1日～12月31日

カ 第6回目測定 令和5年2月1日～2月28日

※ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（空気環境の測定方法）」による。

(3) 対象建築物

本部隊舎

(4) 測定項目及び方法

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」において定めるもの。

(5) 測定結果の報告

受託業者は、測定結果の保全に万全を期すとともに、測定結果は測定終了後30日以内に、環境衛生官に対し、建築物環境衛生管理報告書にて報告する。

(6) 「建築物環境衛生管理報告書」 随意

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 対象建築物の位置及び内訳

- (1) 本部隊舎中央正面玄関付近（一か所）
- (2) 本部隊舎3階、本部中隊事務室中央（一か所）
- (3) 本部隊舎2階、3科及び4科事務室中央（各一か所）
- (4) 本部隊舎1階、業務隊補給科事務室及び業務隊本部事務室中央（各一か所）

5 特記事項

(1) 実施時期

建築物環境衛生管理を実施するにあたり、測定項目・測定要領・日時・場所等を記載した計画書及び駐屯地に立ち入る測定者名簿について事前に駐屯地業務隊と協議のうえ、それぞれ事前に提出するものとする。

(2) 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負者の負担とする。

(3) トラブル発生時の処置

契約内容不履行が原因でトラブルが発生した場合には、請負業者の責任において処置することとする。責任の所在が不明確なトラブルが発生した場合は、契約担当官と協議の上、処置するものとする。

(4) 保全

請負業者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、環境衛生官の許可無くして漏洩してはならない。

6 仕様書の疑義

本仕様書の疑義については、環境衛生官の指示を受けるものとする。